

令和3年度

千葉地方最低賃金審議会

第4回千葉県最低賃金専門部会

議事録

令和3年8月4日
14:30~14:50
千葉労働局1階会議室

令和3年度
千葉地方最低賃金審議会
第4回千葉県最低賃金専門部会

1 日時 令和3年8月4日(水) 14:30 ~ 14:50

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、鈴木委員、中原委員

労働者側委員

高柳委員、野田委員、阪口委員

使用者側委員

渡部委員、黒岩委員、稲葉委員

4 議題

(1) 千葉県最低賃金の金額について

(2) その他

5 配付資料

なし

6 議事内容

○ 大澤部会長

ただ今から、第4回千葉県最低賃金専門部会を開催します。なお、本専門部会は、運営規程第6条ただし書の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当することから、非公開とします。

初めに、事務局から本日の専門部会の成立について報告をお願いします。

○ 植村賃金指導官

本日は、公労使すべての委員に御出席いただいておりますので、本専門部会は有効に成立しております。

- 大澤部会長
審議に入ります。
本日は資料の配付はありませんが、これまでの配付資料や事務局の説明に関して何か質問はございますか。

- 一同「ありません」の声

- 大澤部会長
別室で協議するに当たり、先ずこの場で発言することがありましたらお願いします。

- 高柳委員
昨日は、労働者側に検討する時間を与えていただいたことに感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。昨日の終了後、労働者側でこれまでにいただいた内容をしっかりと精査した上で結論を出すということにさせていただきました。先ず最賃については、早急に生活できる金額まで引き上げるべきだということは変わっていませんし、地域間格差についても是正していくべきだということは変わりないということをお願い申し上げます。ただし、使用者側が言われていた内容についても十分に理解しております。私共の組織の中でもコロナに対して影響を受けているところがあるというところを踏まえれば、十分そういった配慮も必要なのだろうと思っております。確かに変異株については危惧していますし、これからどうなるかというのは全く見えないところですが、私共としてはワクチン接種が進んで経済が進んでいくのだと。これが不安で更には先が見えないという発言になってくると、益々不安を与え、これから頑張ろうという人達の心が益々折れてしまうのではないかとということも危惧しております。この間、公益委員の方々がそれぞれの意見を聴いた上で、目安どおりの28円ではいかかとの宿題をいただいております。これについては、現状925円に目安どおりの金額を足すと、ある程度労働者側で目標としている、先ずは1,000円。生活ができるレベルというところの足掛かりが見えてくるということを含めて、今回の28円を飲んで公益委員の意見に協力していきたいということでございます。
全体会議の冒頭でも申し上げたとおり、業務改善助成金であったり、各種助成金を含め厚生労働本省でもいろいろな対策で使い易いものを出してきたので、こういったところを改めてしっかりと取組をお願いしたいと思っております。この助成金は、申請しないともらえないというものなので、助成金

が申請していない方々、本当に必要とされている方々に行き届いているのかと大変不安に思っております。そういったところを含め、しっかりと取組を相互にやっていきたいと思っておりますし、労働局の方々に対しても、今も大変でしょうし、これからも大変だとは思いますが、しっかりとこういったところを踏まえて取り組んでいただくことが大変重要なことだと認識しておりますので、是非そういったことをやっていただきたいと思っております。

最後に、これまでまとめていただいた公益の先生方に感謝を申し上げて、労働者側の発言を終わらせていただきたいと思っております。

○ 大澤部会長

ありがとうございました。もう別室で協議する必要はないということですよ。

○ 高柳委員

はい。

○ 大澤部会長

ただ今の高柳委員の御発言、我々公益委員に配慮いただき、ありがとうございました。昨日まで、労使それぞれ別室にて協議いただき、公益委員が調整を行ってまいりました。意見の一致をみることはできませんでしたが、今回、労働者側が公益委員案をのんでいただけるとのことなので、私からも申し上げたいことがございます。今回の審議については、中賃における、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の支払能力という3要素に関わる労使の意見の隔たりが、そのまま引いたような印象もございました。しかし、千葉県審議会においては、労使委員の皆様がともに良識を持って、冷静かつ真摯に御議論いただいたことを公益委員として感謝申し上げます。労働者側、使用者側の意見は、ともに妥当性のあるものであります。しかしながら、地域別最低賃金の改正に係る目安制度というものがあるということで、公益委員として目安額を尊重せざるを得ないということ、今回、改めて公益委員の間で共通認識として確認した上で、調整に取り組ませていただきました。ただ、もちろん、目安額どおりの引上げをするというのが公益委員の役割ではありません。これについては、過去の千葉県の最低賃金の決定額をみれば明らかだと私は思っております。しかし、今回につきましては、中賃の目安答申における公益委員見解、更に事務局での調査、あるいは、本日の新聞にもありましたが、一部に弱さはみられるものの持ち直しつつあるという県下の経済状況、また、今回の審議などを踏まえ、千葉県の最低賃金は28円の引

上げとすることが適当であると考えております。また、発効日等についてもこれまでと同様とすることが適当と考えます。

まとめますと、時間額 953 円。現在の 925 円にプラス 28 円でございます。算入しない賃金は、現行どおり精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。発効日は令和 3 年 10 月 1 日。以上、御提案申し上げます。

この公益委員案は、これまでの審議を踏まえ、発出させていただいております。御賛同いただきますようお願いいたします。

採決します。

公益委員案に賛成の方、挙手をお願いします。

< 挙手 >

- 大澤部会長
賛成が 5 人。
反対の方、挙手をお願いします。

< 挙手 >

- 大澤部会長
反対が 2 人。
賛成 5 人、反対 2 人です。

- 渡部委員
よろしいでしょうか。

- 大澤部会長
はい。どちらにも挙手されなかった渡部委員、お願いします。

- 渡部委員
先ず、高柳委員の御意見に対しまして、公益の先生方の提示額に対して本当に真摯に、昨日御討議いただいたということで敬意を表したいと思えます。本来ならば白丸（全会一致）を目指すべきところでありましょうが、我々は今回の金額にはちょっと納得ができないものですから、白丸というわけにはいかなかったのです。しかし、公益の先生の提示額、それに歩み寄った労働者側の意見は非常に尊重したいと思えます。早期に 1,000 円を目指して、近隣の具体的に言えば埼玉県等の金額に早期に追い付くという目標は共有して

いると認識しております。それが今年か、今かと言われると、それは違うかなと思うわけですが、共通目標として持ち続けていきたいと思えます。

私の結論としますと、公益の先生方の提示額は尊重したいと考えます。今まで申し上げましたとおり、反対はしませんけれども賛成はいたしかねますので、御了承いただきまして、私は棄権とさせていただきたいと思えます。その旨、議事録への記載をお願いします。

○ 大澤部会長

はい。様々な理由から反対はしないが賛成もしないということで、事務局は議事録に記載をお願いします。

改めて確認させていただきます。公益委員案に賛成が5人、反対が2人で、過半数の委員の御賛同をいただきました。よって、当専門部会の結論を本案のとおりとし、明日8月5日開催の第424回千葉県最低賃金審議会に報告することとします。

これから報告書案を作成してお配りしますので、しばらくお待ちください。

< 報告書案を作成・配付 >

○ 大澤部会長

それでは、事務局から報告書案の朗読をお願いします。

○ 植村賃金指導官

< 報告書案を朗読 >

○ 大澤部会長

報告書案を朗読していただきましたけれども、内容についてはいかがでしょうか。

< 発言なし >

○ 大澤部会長

御意見がないようですので、報告書案のとおり明日の本審に報告します。専門部会委員の皆様には、精力的に御審議いただき、ありがとうございました。以上をもちまして閉会とします。